

平成19年第1回

三重地方税管理回収機構議会定例会

会 議 録

三重地方税管理回収機構議会

1 期 日 平成19年2月27日 午後1時42分開会
平成19年2月27日 午後2時10分閉会

2 議会会議場所

三重県庁舎 2階 特別会議室

3 出席議員

議 員	今 岡 睦 之
議 員	川 岸 光 男
議 員	伊 藤 允 久
議 員	山 田 信 博
議 員	奥 山 始 郎
議 員	大 野 幸 茂
議 員	柏 木 廣 文

4 欠席議員

議 員	水 谷 元
-----	-------

5 議会定例会出席議事説明者

執行部側

管 理 者	服 部 忠 行
事 務 局 長	前 鳶 卓 弥
事務局総務課長	福 永 賢 治
事務局徴収課長	和 田 嘉 則

議会事務局側

書記長徴収課主査	島 谷 道 久
書記徴収課主事	前 川 尚 貴

平成19年第1回

三重地方税管理回収機構議会定例会議事日程

議事日程

平成19年2月27日(火)午後2時00分開議

「議事日程」

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3

議案第1号 平成19年度三重地方税管理回収機構一般会計予算について

議案第2号 三重地方税管理回収機構特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第3号 三重地方税管理回収機構職員定数条例の一部改正について

議案第4号 事案の移管等に関する条例の一部改正について

議案第5号 三重地方税管理回収機構管理者の選任について

議案第6号 三重地方税管理回収機構監査委員の選任について

議 会 議 席

書 記 書記長

議 長

水谷議員

今岡議員

伊藤議員

川岸議員

奥山議員

山田議員

柏木議員

大野議員

記 者 席

傍 聴 席

事務局長

機構管理者

徴収課長

総務課長

入 口

平成19年第1回三重地方税管理回収機構議会

定例会議事録

議長（今岡睦之議員） 「これより、議会定例会に入らせていただきます。ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成19年第1回三重地方税管理回収機構議会定例会を開会いたします。それでは、会議に入ります。」

議長（今岡睦之議員） 「はじめに、本定例会の書記として島谷道久徴収課主査、さらに前川尚貴徴収課主事を任命し、議事進行を補佐させたいと存じますのでよろしくお願いいたします。」

議長（今岡睦之議員） 「日程に先立ち、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者の報告でございますが、これは本機構管理者をはじめ、お手元にお配りいたしております報告に記載のとおりであります。」

議長（今岡睦之議員） 「次に、議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第60条の規定によりまして、伊藤議員、並びに奥山議員を指名いたします。」

議長（今岡睦之議員） 「次に、議事日程第2、会期の件を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんですか。」

「異議なし」と呼ぶ者有り

議長（今岡睦之議員） 「ありがとうございます。ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。それでは、議事日程第3、議案第1号、平成19年度三重地方税管理回収機構一般会計予算について、議題といたします。執行部側から議案が提出されましたので、報告させます。島谷書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。それでは、議案第1号について報告いたします。平成19年度三重地方税管理回収機構一般会計予算について。平成19年度三重地方税管理回収機構一般会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ261,588千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定より債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用以上です。」

議長（今岡睦之議員） 「提出議案につきまして、執行部側から前畷事務局長の説明を求めます。」

事務局長（前畷卓弥君） 「はい。議案第1号について、ご説明申し上げます。

平成19年度一般会計予算は、歳入歳出とも261,588千円

でございます。前年度一般会計予算と比較いたしますと、7,799千円の減となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、5ページの「第1表歳入歳出予算」、「第2表債務負担行為」をご覧くださいまして、内容につきましては、先程の全員協議会にて説明したとおりであります。また、第2表の債務負担行為は、平成19年度契約に係る債務負担行為について、議会の議決が必要となります。

一時借入金の最高額は2,000万円であります。これは前年度と同額でございます。

また、歳出予算の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、予算額に過不足が生じた場合に同一款内での各項間の流用とするものでございます。

ご審議のうえ、議決を賜りますようお願いいたします。」

議長（今岡睦之議員） 「説明が終わりました。議案第1号につきまして、ご質疑はございませんか。」

「なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご質疑がないようでございますので、質疑を終了いたしたいと思っております。」

議長（今岡睦之議員） 「それでは、議案第1号、平成19年度三重地方税管理回収機構一般会計予算について、採決をいたします。本案につきまして執行部原案のとおり決することにご異議ございませんですか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（今岡睦之議員） 「ありがとうございます。ご異議なしと認めます。」

よって、議案第1号につきましては、原案のとおり可決されました。」

議長（今岡睦之議員） 「つづきまして、議事日程第3、議案第2号ないし議案第4号につきましては、これは一括して議題といたします。執行部側から議案が提出されましたので、島谷書記長に報告させます。」

書記長（島谷道久君） 「はい。それでは、議案第2号について報告いたします。三重地方税管理回収機構特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。三重地方税管理回収機構特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年三重地方税管理回収機構条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改める。

別表第1収入役の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、改正後の第1条及び第2条の規定は適用せず、改正前の第1条及び第2条の規定は、なおその効力を有する。

「提案理由」

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の公布及び施行に伴い関係する条例を整備する必要から、この議案を提出するものである。」

書記長（島谷道久君） 「続きまして、議案第3号について報告いたします。

三重地方税管理回収機構職員定数条例の一部改正について。

三重地方税管理回収機構職員定数条例（平成16年三重地方税管理回収機構条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

「提案理由」

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の公布及び施行に伴い関係する条例を整備する必要から、この議案を提出するものである。」

書記長（島谷道久君） 「続きまして、議案第4号について、報告いたします。

事案の移管等に関する条例の一部改正について。

事案の移管等に関する条例（平成16年三重地方税管理回収機構条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「機構の吏員」を「機構の職員」に改める。

第3条第1項中「機構の吏員」を「機構の職員」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

「提案理由」

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の公布及び施行に伴い関係する条例を整備する必要から、この議案を提出するものである。

以上です。」

議長（今岡睦之議員） 「提出議案につき、執行部側の説明を前畷事務局長からお願いをいたします。」

事務局長（前畷卓弥君） 「議案第2号、第3号、第4号についてご説明申

し上げます。地方自治法の一部改正によりまして収入役制度が廃止されました。また、吏員が廃止され、一律に職員という形に改められました。この事に伴いまして、関係する条例を改正するために上程をいたしました。

よろしくご承認をお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員） 「お諮りいたします。本案につきましては、質疑を省略いたしまして直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご異議なしと認めまして、議案第2号、議案第3

号、議案第4号について採決をいたします。本案は、執行部の原

案どおりとすることにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ありがとうございます。全員ご異議なしと認めます。よって、本案は執行部の提案のとおり可決されました。」

議長（今岡睦之議員） 「つづきまして、議事日程第3、議案第5号、三重地方税管理回収機構管理者の選任についてを議題といたします。

執行部側の方から議案が提出されておりますので、報告させます。

島谷書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。議案第5号について、報告いたします。三重地方税管理回収機構管理者の選任について。

三重地方税管理回収機構の管理者に下記の者を選任したいから、三重地方税管理回収機構規約第9条第1項の規定によって、議会の選任を求める。

記

氏名 柏木・文（大紀町長）

任期 平成19年3月3日から平成20年3月31日まで
以上です。」

議長（今岡睦之議員） 「執行部側の方から前畷事務局長より説明を求めます。」

事務局長（前畷卓弥君） 「はい。議案第5号についてご説明申し上げます。

機構管理者の選任につきましては、機構設立時に三重県市長会事務局と三重県町村会事務局にご相談を申し上げまして、管理者2年間の任期について、市長会、町村会の会長が交互に選出されることを決めさせていただいております。現在の服部管理者が、この3月2日で菰野町長を任期満了となられることから、3月3日から町村会会長に就任されます柏木・文氏（大紀町長）を機構規約第9条第1項に基づき、管理者の選任について上程をいたしま

した。

よろしく、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員） 「お諮りいたします。本案につきましては、直ちに採決いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご異議なしと認め、これより議案第5号につきまして採決をいたします。本案は、執行部原案のとおり選任することということでご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり選任することに決しました。」

議長（今岡睦之議員） 「ここで、3月3日から新たに管理者に就任されることとなりました、柏木大紀町長様に一言ご挨拶を願いたいと存じます。」

大紀町長（柏木・文議員） 「それでは失礼いたします。この3月3日から、本機構管理者として、服部菰野町長のあとを引き継ぐこととなりました柏木でございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。
県内市町における地方税の滞納額を縮減するため、県と市町の協働の取組として「三重地方税管理回収機構」が設立されてから、早や3年が経過しましたが、この間、機構は県内外に広く知られる存在となりまして、県内市町にとって地方税に関する最終処理機関として信頼を得ているところであると認識をいたしております。
地方税の重要性が以前にも増して高まりつつある中で、より一層、取組みを強化していくことが求められていると考えております。
今後の、議員の皆様方のご指導、ご支援をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。」

議長（今岡睦之議員） 「ありがとうございました。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと存じます。」

議長（今岡睦之議員） 「それでは引き続きまして、議事日程第3、議案第6号、三重地方税管理回収機構監査委員の選任についてを議題といたします。執行部側から議案が提出されておりますので、島谷書記長の方から報告させます。」

書記長（島谷道久君） 「はい。議案第6号について、報告いたします。三重地方税管理回収機構監査委員の選任について。三重地方税管理回収機構の監査委員に下記の者を選任したいから、三重地方税管理回収機構規約第11条第2項の規定によって、議会の同意を求める。」

記

氏名 大野幸茂（度会町長）

以上です。」

議長（今岡睦之議員） 「この提出議案につきましても、執行部側の方から前嵐事務局長より説明を求めます。」

事務局長（前嵐卓弥君） 「議案第6号についてご説明申し上げます。木戸口前議員（前明和町長）の監査委員失職に伴いまして、後任として、三重県町村会事務局よりご推薦をいただきました大野議員（度会町長）を機構規約第11条第2項に基づき、監査委員の選任について上程をいたしました。

よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員） 「お諮りいたします。本案につきましては、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご異議なしと認め、これより、議案第6号につきまして採決いたします。本案につきまして、執行部原案のとおり選任することにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり選任することに決しました。」

議長（今岡睦之議員） 「大野監査委員さんご出席でございますので、この際、一言ご挨拶をいただきます。」

監査委員（大野幸茂議員） 「それでは失礼いたします。第6号議案にありますように監査委員の就任ということで、前任者に引き続いてわたくし大野が監査委員をさせていただきます。微力ではございますが、監査につきまして一生懸命やらせていただきますので、よろしくお願ひ致します。」

議長（今岡睦之議員） 「ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひいたします。以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。よって平成19年第1回三重地方税管理回収機構議会定例会を閉会といたします。ご協力誠にありがとうございました。」